

を受けた地方公共団体をいう。以下この表及び第五項第一号において同じ。）の指定を受けた個人			
二 東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた個人	当該認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号口に規定する復興居住区域	賃貸住宅供給事業（同法第二条第三項第二号ハに掲げる事業をいう。）	第十一条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅

第十条の二第三項中「当該各号の第二欄に掲げる期間」を「指定期間」に、「第三欄」を「第二欄」に、「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に改め、同条第五項第一号イ、ハ及び二中「第

三欄」を「第二欄」に、「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 第一項の表の第二号の第四欄に掲げる減価償却資産（同号の第一欄に掲げる個人で東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体（同表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供したものに限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

第十条の二第五項第一号に次のように加える。

ヘ 第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同号の第四欄に掲げる減価償却資産（ホに掲げるものを除く。）その取得価額の百分の二十五（平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

第十条の二第五項第二号に次のように加える。

へ 前号へに掲げる減価償却資産 百分の八（平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）

第十条の二第六項及び第七項中「第五欄」を「第四欄」に改め、同条第八項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「第五欄」を「第四欄」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる当該減価償却資産の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第九項中「修正申告書又は更正請求書に同項」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項」に改める。

第十条の二の三第一項中「又はホ」を「若しくはホ」に改め、「指示（」の下に「以下この項及び」を加え、「から同日」を「又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日」に、「の間」を「の期間（当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定

復興再生拠点区域の変更がある場合には、政令で定める期間」内に改め、同条第三項中「から同日」を「又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日」に、「の間」を「の期間（当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域の変更がある場合には、政令で定める期間）内」に改める。

第十条の三第二項中「第十条の五の三」を「第十条の五の四」に改め、同条第三項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる給与等の額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改める。

第十条の三の二第二項中「第十条の五の三」を「第十条の五の四」に改める。

第十条の三の三第一項中「又はホに掲げる指示が解除された日から同日」を「若しくはホに掲げる指示が解除された日又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該指示が解除された日」に、「までの間」を「までの期間

（当該期間内における当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域（以下この項において「特定復興再生拠点区域」という。）の変更により新たに特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域については、政令で定める対象期間）内」に改め、「期間（」の下に「当該期間内に同法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第九条第一項の規定による当該認定の取消しがあつた場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。」を加え、「（同法」を「（福島復興再生特別措置法」に改め、同条第二項中「第十条の五の三」を「第十条の五の四」に改める。

第十条の四第一項中「第三号を除き、」を削り、「調整前事業所得税額」を「調整前事業所得税額の」に、「（所得税額）」を「（所得税額）」の」に、「第十条の五の二第四項」を「第十条の五の三第四項」に改める。

第十条の五第三項中「第十条第六項第五号」を「第十条第八項第七号」に改める。

第十一条第一項中「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に改める。

第十一条の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「に、賃貸

住宅のうち」を「に、」に、「地域をいう。以下この項において同じ」を「地域をいい、東日本大震災復興特別区域法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域を除く」に改め、「」内において「、賃貸住宅のうち」を加え、「当該特定激甚災害地域内において」を削り、「の百分の百五十（当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時にいて同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百七十）に相当する金額」を「とその償却費の額に次の各号に掲げる被災者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額との合計額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時ににおける所得税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの 百分の四十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十）

- 二 被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時ににおける耐用年数が三十五年以上であるもの 百分の五十六（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したもの

については、百分の二十八）

第十一条の三中「又は第十条の五から前条までの規定」を「若しくは第十条の五から前条まで又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（次号において「震災特例法」という。）」を加え、「として」を「と、同条第二号中「定める規定」とあるのは「定める規定又は震災特例法第十一条の三に規定する政令で定める規定」として」に改める。

第十一条の三の二第一項中「規定する避難解除等区域復興再生推進事業」の下に「（以下この条において「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）」を加え、「は、当該」を「は、その」に改め、同条第五項第二号中「事業」を「避難解除等区域復興再生推進事業」に改め、同条第七項中「福島復興再生特別措置法第十八条第一項に規定する」を削り、「同法」を「福島復興再生特別措置法」に改め、同条第十八条第一項に規定する」を削る。

第十二条第一項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改め、同条第六項中「から第八項まで及び」を「第七項及び第九項並びに」に改め、同項の表租税特別措置法第三十七条第八項の

項中「第三十七条第八項」を「第三十七条第九項」に改め、同表租税特別措置法第三十七条の二第二項の項を次のように改める。

租税特別措置法第三十七 条の二第二項	前条第四項において	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）において
が前条第四項	が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）	とき、又はその買換資産の地域が同条第四項の地域と異なることとなつたこと若しくは
とき、又はその買換資産の地域が同条第四項の地域と異なることとなつたこと若しくは	とき	

その買換資産（同条第一項の表の第七号に係るものに限る。）の同条第十項第一号に規定する地域若しくは同項第二号に規定する地域若しくはこれらの地域以外の地域の区分が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産のこれらの地域の区分と異なることとなつたことにより同条第一項に規定する譲渡があつたものとされる部分の金額に過不足額がある

るとき	取得指定期間内	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項に規定する期間内
前条第四項の取得	同項の取得	

第十二条第九項中「から第八項まで及び」を「第七項及び第九項並びに」に改める。

第十三条第一項中「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に、「同条第十項」を「第二十一項及び第二十四項」とあるのは「及び第二十一項」と、同条第十項に、「並びに」を「(第二十四項を除く。)並びに」に改め、同条第二項中「又は当該住宅の増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に改め、「同条第二十項中」の下に「これらの規定」とあるのは「これらの規定(第四十一条第二十四項を除く。)」と、「」を加え、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年」を削り、「同条第十五項」と、「

の下に「一、第二十一項及び第二十四項」とあるのは「及び第二十一項」と、「」を加える。

第十三条の二第一項中「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十五項」に改め、「又は当該住宅の新築取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年」を削り、「これらの日」を「同日」に改め、同条第八項中「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に改める。

第十七条の二第一項中「当該各号の第二欄に掲げる期間」を「東日本大震災復興特別区域法の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）」に、「第三欄」を「第二欄」に、「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に、「次項」を「同項」に改め、同項の表を次のように改める。

法人	区域	事業	資産
一 東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項の規定により認定	当該認定地方公共団体の作成した当該認定を受けた復興推進計画	産業集積事業（同法第二十条第三項第二号イ（福島復興再生特別措	機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（建築物整備事

地方公共団体（同法第	（以下この表において	業にあつては、認定復
四条第一項に規定する	「認定復興推進計画」	興推進計画の区域にお
復興推進計画（以下こ	という。）に定められ	ける市街地と産業の復
の号において「復興推	た同法第四条第二項第	興に資するものとして
進計画」という。）に	四号イに規定する復興	政令で定める要件を満
つき同条第九項（福島	産業集積区域	たす建物及びその附属
復興再生特別措置法第		設備）
七十四条又は第七十五		
条の規定により読み替		
えて適用する場合を含		
む。）の認定（東日本		
大震災復興特別区域法		
第六条第一項の変更の		
	置法第七十四条の規定	
	により読み替えて適用	
	する場合を含む。）に	
	掲げる事業をいう。）	
	又は建築物整備事業	
	（東日本大震災復興特	
	別区域法第二条第三項	
	第二号ロ（福島復興再	
	生特別措置法第七十五	
	条の規定により読み替	
	えて適用する場合を含	
	む。）に掲げる事業を	
	いう。以下この号にお	

認定を含む。以下この号において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この表及び第四項第一号において同じ。）の指定を受けた法人		いて同じ。）	
二 東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体の指定を受けた法人	当該認定地方公共団体の作成した認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号口に規定する復興居住区域		第十八条の二第一項に規定する被災者向け優良賃貸住宅

第十七条の二第二項中「当該各号の第二欄に掲げる期間」を「指定期間」に、「第三欄」を「第二欄」に、「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に、「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に、「及び第四十二条の十二の三第五項」を「第四十二条の十二の三第五項及び第四十二条の十二の四第五項」に、「第四十二条の四第六項第二号イ」を「第四十二条の四第八項第二号イ」に改め、同条第四項第一号イ、ハ及びニ中「第三欄」を「第二欄」に、「第四欄」を「第三欄」に、「第五欄」を「第四欄」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 第一項の表の第二号の第四欄に掲げる減価償却資産（同号の第一欄に掲げる法人で東日本大震災復興特別区域法第四十一条第一項の規定により認定地方公共団体（同表の第一号の第一欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村に限る。）の指定を受けたものが取得又は建設をして当該認定に係る同表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供したものに限る。）その取得価額の百分の二十五に相当する金額

第十七条の二第四項第一号に次のように加える。

ヘ 第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した同

号の第四欄に掲げる減価償却資産（ホに掲げるものを除く。）　その取得価額の百分の二十五（平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十七）に相当する金額

第十七条の二第四項第二号に次のように加える。

へ　前号へに掲げる減価償却資産　百分の八（平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の六）

第十七条の二第五項及び第六項中「第五欄」を「第四欄」に改め、同条第七項中「修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「第五欄」を「第四欄」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる当該減価償却資産の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第九項中「修正申告書又は更正請求書に第三項」を「（第三項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項」に改め、同条第十一項中「と、」とあるのは「と」を「」と、「とあるのは

「と」に、「第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに」を「第百四十四条の四第一項第三号中」。()の規定」とあるのは「。()並びに」に、「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、「を」。()の規定」とあるのは「。()並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、「に改め、同条第十二項中「第四十二条の六第三項から第五項まで」を「第四十二条の六第二項及び第三項」に改め、「第四十二条の十一の二第二項」の下に「第四十二条の十一の三第二項」を加え、「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の四第二項及び第三項、第四十二条の十二の五」に、「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改める。

第十七条の二の二第七項中「第五欄」を「第四欄」に改め、同条第八項中「と」とあるのは「と」を「と」と、「とあるのは」()と「に」、「第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「並びに」を「第百四十四条の四第一項第三号中」。()の規定」とあるのは「。()並びに」に、「前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、「を」。()の規定」とあるのは「。()並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項の規定」と、「に改め、同条第九項中「第四

十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改める。

第十七条の二の三第一項中「又はホ」を「若しくはホ」に改め、「指示（」の下に「以下この項及び」を加え、「から同日」を「又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日」に、「の間」を「の期間（当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域の変更がある場合には、政令で定める期間）内」に改め、同条第二項中「から同日」を「又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日」に、「の間」を「の期間（当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域の変更がある場合には、政令で定める期間）内」に改め、同条第七項中「第五欄」を「第四欄」に改め、同条第八項中「と、」とあるのは「と」を「」と、「とあるのは」を「」とに、「第百四十四条の四第一項第三号中」の規定」とあるのは「。）」並びに「に、」前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の三第二項定」とあるのは「。）」並びに「に、」前節」とあるのは「前節並びに震災特例法第十七条の二の三第二項

及び第三項」と、「を」。()の規定」とあるのは「。」並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項の規定」と、「に改め、同条第九項中「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改める。

第十七条の三第二項第四号中「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に改め、同条第三項中「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる給与等の額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第五項中「と、」とあるのは「と」を「」と、「とあるのは」に、「第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び」を「第四百四十四条の四第一項第三号中「。」の規定」とあるのは「。」及び」に、「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三第一項」と、「を」。()の規定」とあるのは「。」及び震災特例法第十七条の三第一項の規定」と、「に改め、同条第六項中「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に、「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改める。

第十七条の三の二第二項第五号中「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に改め、同条第四項中「と、」とあるのは「と」を「」と、「とあるのは」を「」とに、「第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び」を「第四百四十四条の四第一項第三号中」。」の規定」とあるのは「。）」及び」に、「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」と、「を」を「。）」の規定」とあるのは「。）」及び震災特例法第十七条の三の二第一項の規定」と、「に改め、同条第五項中「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改める。

第十七条の三の三第一項中「又はホに掲げる指示が解除された日から同日」を「若しくはホに掲げる指示が解除された日又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があつた日のいずれか早い日から当該指示が解除された日」に、「までの間」を「までの期間（当該期間内における当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域（以下この項において「特定復興再生拠点区域」という。）の変更により新たに特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域については、政令で定める対象期間）内」に改め、「期間（」の下に「当該期間内に同法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第九条第一項の規

定による当該認定の取消しがあつた場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。」を加え、

「（同法）を」（福島復興再生特別措置法）に改め、同条第二項第五号中「第四十二条の十二の四」を「第四十二条の十二の五」に改め、同条第四項中「と、」とあるのは「とを」と、」とあるのは「と」に、」とに、」第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「。）」及び」に、」前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の三第一項第三号中「。）」の規定」とあるのは「。）」及び」に、」前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の三第一項」と、」を「。）」の規定」とあるのは「。）」及び震災特例法第十七条の三の三第一項の規定」と、」に改め、同条第五項中「第四十二条の四第六項第二号」を「第四十二条の四第八項第二号」に改める。

第十七条の四第一項中「第四号及び」を削り、」第四十二条の十二の三第三項」を「第四十二条の十二の四第三項」に改める。

第十七条の五第二項中「第四十二条の四第六項第六号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改める。

第十八条第一項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第三項」に改める。

第十八条の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、」に、賃貸